

**「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る
「活性化の担い手づくり事業（仮称）」企画運営業務委託 仕様書**

1 委託業務名

「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る
「活性化の担い手づくり事業（仮称）」企画運営業務

2 委託業務実施の背景

西陣を中心とした地域は、西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並み、商店街、観光スポットなど、多彩な魅力・資源を有している。それらをいかした活性化を図るため、本市では「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」(以下「活性化ビジョン」という。)を平成31年1月に策定し、活性化に向けた取組を進めている。

この活性化ビジョンは、行政だけでなく、市民や地域、事業者、行政など地域に関わる幅広い主体の役割分担の下、ひとごとではなく、「自分ごと」「みんなごと」として取組を進めることとしており、これまで、将来的に民間主体の自立的な取組を展開させ、活性化の動きをエリア全体に広げていくことを目指す「民間主体の活性化プロジェクト」(以下「活性化プロジェクト」という。)の運営や、活性化プロジェクトを中心に、地域内外の様々な主体をつなぎ合わせ、より大きな活性化の動きを生み出していく「活性化プロジェクト等連携事業」などに取り組んできている。

これらの事業の実施等により、エリア内で様々な活性化の取組が展開される状況になっているが、活性化ビジョンに掲げる将来像の実現に向けては、更に活性化の担い手を増やし、新たな取組やより大きな取組等が継続して生み出される環境を構築していく必要がある。

3 委託業務の目的

本業務は、ビジョンに掲げる将来像の実現に必要な、活性化の担い手を増やしていくことを目的に、エリア内に新たな活性化の担い手を呼び込むプログラムを実施するものである。

令和6年度は、初期段階の取組として、エリアに興味関心を持つ人を増やすプログラムを試験的に実施するとともに、実施結果等を踏まえた令和7年度以降の事業内容の検討などに取り組む。

将来的には、活性化の担い手を呼び込むことに加えて、呼び込んだ担い手の「活動支援」や様々な活動に関わっていただくための「実践の場づくり」などのプログラムも実施し、継続した担い手づくりに取り組むことを検討していく。

また、これらの取組により、活性化の担い手がエリア内に拠点を構えることなど、定住・移住促進にもつながる事業としていくことを目指す。

4 委託業務の対象範囲

活性化ビジョンにおいては、「西陣」の範囲を限定することなく、地域特性を丁寧に踏まえながら活性化の方策に応じて、「西陣を中心とした地域」として、柔軟かつ効果的に捉えることとしており、本業務の実施においても同様の考え方とする（エリアのイメージは活性化ビジョン3ページ参照）。

5 委託業務内容

(1) プログラムの企画・運営

新たな活性化の担い手を呼び込んでいく初期段階の取組として、エリアに興味関心を持つ人を増やすことを目的としたプログラムを、以下の項目を踏まえて企画・運営すること。

ア プログラムの内容

- ・ エリア内のまちづくりの現場や企業等への訪問、活性化の取組を展開するプレイヤーへのヒアリングなどを実施し、参加者がエリア及び活性化の取組に興味関心を持つプログラムとすること。
- ・ プレイヤーへのヒアリングの内容を記録するなど、可能な範囲において、活性化に必要な要素である「地域の歴史や文化に関する知識の継承・記録」にも寄与するプログラムとすること。
- ・ 参加者にエリアの魅力等をより深く知っていただくために、プログラムは必ず2日間以上の日程で実施すること。
- ・ 多様な担い手の確保や将来的な定住・移住促進につなげることを目的に、京都市外から担い手を呼び込むことを念頭においたプログラムとすること。
- ・ 参加費の徴収については、プログラムの内容や参加費の必要性を踏まえ、本市と協議のうえ検討することができる。

イ 実施場所及び実施方法

エリア内で会場を確保するとともに、対面でプログラムを実施すること。

※ プログラムを補完する役割でオンラインを活用することは可能。

ウ 実施時期

エリア内で活性化の取組が多く展開される秋の時期（令和6年10月～11月頃）にプログラムを実施すること。

エ 参加者

- ・ 必ず5名以上が参加するプログラムとすること。
- ・ 参加者には、京都市出身者や京都市内の大学卒業者等で、京都市に関する知識や接点を持つとともに、地域活性化やまちづくりに興味・関心がある方などを選定し、本業務の実施効果を高めること。

オ 関係者や連携先との調整

プログラムの運営に必要な調整（訪問先の団体や企業、プレイヤー、イベント主催者、会場関係等）を行うこと。

(2) プログラムのアーカイブ

- ・ 実施したプログラムを今後の担い手づくりにいかすことなどを目的に、プログラム全体のアーカイブを行うこと。
- ・ アーカイブの方法（動画、記事、冊子等）は、提案内容及び実施するプログラムの内容を踏まえて、本市と協議のうえ決定すること。

(3) 広報

- ・ 参加者募集情報やアーカイブしたプログラムの情報等について、受託者の持つ媒体やネットワーク等を最大限に活用し、積極的に発信すること。
- ・ 今後の担い手づくりにつなげる効果的な情報発信の方法等を提案すること。

(4) 参加者アンケートの実施

- ・ プログラム実施による効果等を把握するとともに、令和 7 年度以降のプログラムの検討材料とするために、参加者アンケートを実施すること。
- ・ 具体的なアンケートの内容は、本市と協議のうえ決定する。

(5) 令和 7 年度以降のプログラムの提案

- ・ プログラムの実施結果及びアンケート結果等を踏まえ、令和 7 年度以降に実施すべきプログラムの内容について、本市に提案を行うこと。

(6) 連携・協力

当該地域において本市が実施する他の事業、民間主体の活性化の取組や「つぎの西陣をつくる交流会（つぎにし）」等との連携・協力を積極的に検討すること。

※ 本市が実施する他の事業、「つぎの西陣をつくる交流会（つぎにし）」の詳細

<https://nishizine.city.kyoto.lg.jp/project/>

(7) 業務実施に当たって、特に留意すべき事項

ア 活性化の動きをエリア全体に広げていけるよう、様々な主体や活動を巻き込むことを意識するとともに、将来的な定住・移住促進を見据えた事業展開とすること。

イ 将来的な活性化にも必要な要素と考えられる「地域の歴史や文化に関する知識の継承・記録」を意識した事業運営を行うこと。

ウ プログラムの終了後も参加者がエリアに関わるができるよう、可能な範囲においてサポートを行うこと。

エ 定期的に進捗状況を共有する場を設けるなど、本市との連携を密にして業務を実施すること（具体的な情報共有の頻度等については、契約締結時に協議を行う）。

6 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出すること。

- (1) 業務完了報告書 4 部
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 一式
- (3) 上記(1)・(2)に係る電子データ 一式

7 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 知的財産権

成果物（上記「6 成果物」）の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の知的財産権は、本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。